

## 第 74 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 録 >

開催日時	平成 30 年 10 月 12 日(金) 10:00 ~ 11:45
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	西正次委員、高見健次郎委員、新田雅道委員、宮川吉男委員、高野哲郎委員、山崎章委員、西田頼子委員、中村知恵委員、榊田敦子委員 (出席委員/9名)
欠席委員	西沢耕一委員、馬場先恵子委員、北川辰夫委員 (欠席委員/3名)
事務局	(事務局/9名)

1. 開会 事務局	<p>・本日は、委員のみなさま方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今より、第 74 回小松市都市計画審議会を開催致します。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の審議会は、委員数 12 名のうち現在西委員がまだこられていませんが 8 名のご出席です。小松市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、委員の半数以上のご出席がありますので本日の審議会は成立していますことをご報告します。</p> <p>本日の審議会でございますが約 2 時間程度の会議を予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは、最初に都市創造部長の藤田より、ご挨拶を申し上げます。</p>
部 長	<p>(挨拶)</p> <p>・おつかれさまでございます。ただいま、紹介にあずかりました都市創造部長の藤田でございます。都市計画審議会の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から小松市の都市計画行政にご理解とご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。</p> <p>今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催、そして 2023 年春には、北陸新幹線小松開業もひかえているわけでございます。小松市では、まちづくりの方針であります NEXT10 年ビジョンに基づいてまちづくりを進めているところでございます。都市デザインでは、「おもしろい・たくましい・ここちよい・はつらつ」という 4 つの視点を掲げまして都市デザインの実現に向けて取り組んでいるところであります。人口減少、超高齢化そしてグローバル化など社会変化や時代変化を先取りしまして新たなライフスタイル</p>

事務局

への変革とまちのブランド力向上に取り組み、テーマであります北陸の際立ったまち「国際都市こまつ」に向かって、魅力あるまちづくりを市民のみなさま方とともに引き続き進めていきたいと思っております。

さて、本日の審議会でございますが、安全なまちづくりを官民連携で進めていくために「小松市総合治水対策の推進に関する条例について」の報告と魅力あるまちづくりを進める計画であります「小松都市計画マスタープランの見直しについて」と「小松市景観計画の変更について」のご意見をいただきたいと思っております。委員のみなさまにおかれましては、適切なお議論とご意見をいただきますようお願い申し上げます。今日は、どうぞよろしくお願い致します。

・ありがとうございました。

審議に先立ちまして、委員の改選についてご報告いたします。

議案資料1ページをご覧ください。委員の皆様には、平成30年4月1日より平成33年3月31日までの3年間、当審議会の委員を任命させていただきます。本来なら速やかに委嘱をお願いすべきでありましたが遅れましたこととお詫び申し上げます。それでは委員の方々をご紹介します。名簿順にお名前のみ読み上げますのでよろしくお願い致します。(お名前をご紹介します)

なお、西沢委員、馬場先委員、北川委員はご都合により本日はご欠席となっております。

それでは、審議に入りたいと思います。当審議会は委員改選後の初めての審議会のため、会長が不在となっておりますので議案第1号の会長が選出されるまでの間、引き続き、会の進行を担当させていただきます。

議案資料3ページをご覧ください。

2. 審議事項  
事務局

・ **議案第1号「会長及び職務代理者の選出について」**

・ 審議会の会長の選出につきましては、小松市都市計画審議会条例第5条に「学識経験者のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」と規定されております。

事務局案としまして、会長につきましては、小松短期大学教授の新田委員をお願いしたいのですが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、新田委員を会長に選出いたします。拍手をもってご承認ください。

・ 続きまして、職務代理者につきましては、第5条第3項に「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されております。

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新田会長、いかがいたしましょうか。</li> <li>・本審議会の職務代理者につきましては、西委員が最適者ではないかと思えます。皆様、いかがでございましょうか。 (異議なし)</li> </ul>
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。それでは、西委員を職務代理者に選出していただけるということで、西委員を職務代理者に選出いたします。拍手を持ってご承認ください。 それでは、これからの会議の進行については、小松市都市計画審議会運営要領の第1条第1項によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、新田会長よろしくお願ひします。</li> </ul>
<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆さま方、会長にご承認いただき、ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ致します。</li> <li>・審議会の進行の前に、議事録の署名人をご指名させていただきます。高野委員と中村委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。</li> <li>・それでは、次に「その他」報告事項としまして、小松市総合治水対策の推進に関する条例について、事務局から説明をお願ひします。</li> </ul>
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>報告第1号 小松市総合治水対策の推進に関する条例について</b>  &lt;事務局より報告説明&gt;</li> <li>・報告第1号小松市総合治水対策の推進に関する条例について報告します。  条例を制定するにあたり総合治水対策推進協議会におきまして条例で制定する事項を協議してまいりました。この協議会は、小松市都市計画審議会の専門部会と位置づけており、本日の審議会でご報告させていただくものであります。  協議会は、治水の専門学識経験者として金沢大学谷口准教授を座長に迎えまして、梯川改修の関係から金沢河川国道事務所の副所長に加わっていただき、行政機関、市民、事業者の代表計8名で構成しております。  平成30年2月から4月の間、計4回協議会を開催しまして、対象とする開発事業、面積要件について議論を重ねていただき、6月の議会において条例を制定しております。なお、来年1月の施行を予定しておりまして、現在、施行規則、指導要綱、設置基準などを策定しているところであります。  それでは、内容についてご説明いたします。まず、背景としましては、昨今、異常気象によりますゲリラ豪雨など全国的に都市型の水害が多発しております。本市の市街地の特性としまして、低地で</li> </ul>

平坦な地形であり流末の排水をほとんどポンプ排水に頼らざるを得ないという雨水排水の状況となっています。こういったことから安全で安心できるまちづくりのためには、行政によります治水対策のみでなく、行政、事業者、市民が連携を図りまして、流域対策、減災対策といったハード対策とソフト対策を組み合わせる総合的な治水対策を推進することが不可欠であると考えております。

行政による治水対策では、国で梯川の整備をはじめ、降雨時には前川排水機場の運転など治水の強化を図っていただいております。また、石川県でも同様に鍋谷川、前川、八丁川などの整備、それから降雨時には赤瀬ダムによる洪水調節対策をしていただいております。一方、小松市では内水対策としまして、幹線排水路の整備、雨水ポンプ場の整備、仮設ポンプを常設した排水ポンプの整備などを行っております。

一方、減災対策については、水防対策の強化や降雨情報、水位情報などの情報伝達体制の構築、水防意識の向上などを推進しております。

本条例では、流域対策の強化を主眼としておりまして、雨水流出抑制施設の整備を図っていくというものであります。流域対策において開発時に雨水流出抑制施設の整備を推進するために、対象事業や対象とする規模、取り組みなどを条例により規定するものであります。条例のポイントとしまして対象とする開発に、これまでの開発行為に加えて駐車場、道路、鉄道、学校などの公共施設、建物の増改築を追加するものであります。これらの開発行為等をする場合は、雨水排水計画の事前協議を義務化しまして、それらに対する助言、指導、許可を行います。それから、既存施設も含めて雨水流出抑制施設の適切な維持管理を促すというものであります。

最後に、条例の概要であります。第1条で条例の目的、第2条で用語の意味、定義をしています。第3条で基本理念、第4～6条で市、市民、事業者の責務を規定しています。第7～13条では施策を記載していきまして、10条において雨水流出抑制施設の設置及び維持管理の規定をしています。第14条において開発行為等における事前協議の義務化を規定しています。対象とする規模につきましては、市街化区域で1,500㎡以上、その他区域では3,000㎡以上としています。第15条では助言、指導、勧告について規定していきまして、第17条で勧告に従わない場合は、公表するものとしております。なお、この条例の内容、構成につきましては、すでに施行しております金沢市の治水条例を参考にしております。

繰り返しになりますが、近年多発する局地的な集中豪雨による浸水対策の軽減を図り、災害に強い安全で安心できるまちづくりを進めていきたいと考えております。ご報告は以上となります。

<p>事 務 局</p>	<p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見、質問なし</li> </ul> <p>・<b>報告第2号 小松市都市計画マスタープラン見直し（全体構想）について</b></p> <p style="padding-left: 2em;">＜事務局より報告説明＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第2号小松市都市計画マスタープラン見直し（全体構想）について報告します。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">前回のマスタープランは平成21年12月に策定しておりまして約10年経過しており、今年が計画期間の前期の最終年度にあたることから、見直しを進めているところであります。この間、小松市の最上位計画であります「小松市都市デザイン」、「NEXT10年ビジョン」、「アクションプラン2ndステージ」が策定されました。また、小松市の新たな施策としまして、公立小松大学の開業と北陸新幹線小松開業が進められるなど重大なプロジェクトが相次いでいます。また、人口減少、少子高齢化の歯止めを進めるために、持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するため、立地適正化計画が国で制定されまして、小松市でも平成30年度末に居住誘導区域を策定する予定としています。以上の4つのテーマの中で見直しが図られていることから、都市計画マスタープランの見直しを進めていくものであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">都市計画マスタープランの見直しの体系であります。小松市の上位計画であります「小松市都市デザイン」、「NEXT10年ビジョン」などを踏襲しまして、都市計画マスタープランの見直しを進めているところであります。都市計画マスタープランの見直しにつきましては、検討委員会を設けさせていただき学識経験者、団体、行政の代表者計15名の委員のもと、金沢工業大学の名誉教授であります森先生を委員長としまして、検討委員会を進めております。これまでに計3回説明を行い、ご議論をいただいているところであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">小松市のこれからのまちづくりを進めていくために、時代の潮流や小松市の状況について昨年度2月、市民アンケートを実施し、アンケート結果をもとに課題の抽出をしております。小松市の状況、時代の潮流であります人口減少や長寿社会の進行などいろいろな課題がある中で、小松市において必要なまちづくりについて15項目のまちづくりの視点を抽出しまして、これからのまちづくりの方向性を定めていきたいと考えております。</p> <p style="padding-left: 2em;">市民のみなさまに都市計画マスタープランをわかりやすく説明するために、大きなフレーズを拾い出して課題を設けております。「交通機能」、「暮らしや長寿社会」、「土地利用」、「交流」、「景観」、「災害」、「ICT化」、「市民のみなさまとの共創」という8つの課題を踏まえ、小松市のまちづくりの方向性を6つのテーマに分類して</p>
--------------	--

おります。

小松市の個性を活かしていくために6つの方向性に分類して、小松市の目指すべき都市像を設定しております。「小松の魅力づくりと交流推進」、「広域的な交通結節点」、「北陸を代表する産業都市」、「長寿社会など暮らしの変化に対応したコンパクトなまちづくり」、「暮らしの安全性・利便性・快適性の向上」、「豊かな自然環境や歴史を活かした都市景観の形成」の6つのテーマに基づき、小松市のまちづくりの方向性を定めていきたいと考えております。

6つの方向性を定めていく中で、将来的な都市構造を定めております。基本的な考え方としましては、コンパクトなまちづくりとそれを結ぶためのネットワークを実現していきましょうというものであります。住・商・工の適切な土地利用と医療・商業・福祉等の都市機能を中心拠点や地域拠点に誘導しまして、便利で暮らしやすい居住環境を創出していきたいと考えております。また、小松駅と栗津駅の周辺は都市再生ゾーンとしまして、多様な都市機能の集積を促進していきたいと考えております。小松駅では、「学び」、「ものづくり」、「伝統文化」を活かした活力増進や歴史的な街並みの創出等、新たな産業・文化等の発信機能を創出したいと考えております。また、それらを結ぶために、小松駅と小松空港の交通連携を図っていきたいと考えております。それから、北陸新幹線開業により明峰駅、栗津駅、能美根上駅などアクセスのネットワーク強化をして、国際交流、物流の促進など一体性の創出を図っていきたいと考えております。産業拠点として、工業団地、東部産業振興団地といった小松市の産業を支える拠点を維持していき、小松空港を活かした輸出、物流産業につなげる新産業団地の形成を目指し、空港周辺では、コンベンション機能やアミューズメント機能の充実を図るとともに郊外の新産業団地では自然環境と調和した新技術の創造や産業立地の促進を図っていきたいと考えております。また、交流拠点では、歴史文化資源や緑地・親水環境、ものづくりの中で大学を交えまして、市民が集い、学び、成長するような拠点を活かし、国内外の交流を創出したいと考えております。これからは、小松空港や北陸新幹線を活かして広域、大都市との交流を図ってきたいと考えております。

土地利用の方針につきましては、無秩序な拡大を抑制し、都市機能の集約、空洞化や長寿化での活力・居住環境の低下防止に向けた空き家バンクや適正管理の条例などによる空き家等への定住・移住の促進など既成市街地基盤を活用した居住環境改善でコンパクトなまちづくりを進めていきます。4車線が進んでいる大きな道路であります産業・交流連携軸の中で土地利用を進めていきたいと考えております。住居系では、伝統的な街並み景観の保全・再生と歴史的趣のある魅力的な住宅地を形成していきましますし、産業系では、小

松駅を中心としたターミナル機能の強化、工業系では、周辺環境に配慮した基盤整備や施設誘致の促進、農業・自然系では、優良農地の保全や森林が有する治水など多面的機能の保全に努めていきたいと考えております。

市街地整備の方針であります。多様な都市機能を集積する中で、小松駅周辺では、公立小松大学の中を開放しており、カブッキーランドでは学びのゾーン、食育など子育て環境の充実を図ってきたいと考えております。無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市民のみなさまが公共交通を使って、これらの施設にアクセスできるような「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を基本とした施策を進めていきたいと考えております。また、まちなかの賑わいの再生では、歴史・文化の残る旧市街地、栗津温泉では多様な交流を生み出す交流広場の整備、安宅地区では、日本遺産に認定いただいた北前船寄港地・船主集落の歴史文化や自然景観を活かし交流拡大に向けた飲食、マリントウンなどを活用した親水空間などの回遊環境の整備を行ってきたいと考えております。

国で立地適正化計画の制度が創生されており、小松市においても人口減少社会を維持していくために、平成30年3月までに立地適正化計画を策定する予定としております。平成29年3月に小松駅と栗津駅周辺は都市機能誘導区域を策定しており、医療施設、教育文化施設、グローバル施設など都市に必要な重要な施設を都市機能誘導区域に誘導してきたいと考えております。また、居住誘導区域としまして、人口減少社会を維持するために、市民のみなさまの居住を誘導していく区域を定めていきたいと考えております。

都市計画マスタープランの全体構想にあわせて、立地適正化計画におけるまちづくりの方針と誘導方針の施策を進めております。課題解決のためのストーリーとしまして、「国際都市こまつ」の形成に向けた都市機能の維持・充実、誰もが暮らしやすい市街地の維持・整備、国際交流・市民の暮らしを支える公共交通システム・ネットワークの充実を図ってきたいと考えております。誘導施策としまして、居住誘導区域を定めていきたいと考えております。市街地の人口を維持するとともに、生活サービス施設等の維持・誘導により生活利便性の高い居住地を目指し、まちなか居住の推進、空き家の適正管理条例の推進、空き家バンク利用の促進等による空き家・空地を活用した居住の誘導を行ってきたいと考えております。今の予定としましては、市街化区域の約81%、約1,813haを居住誘導区域に定めて減少社会に対応したコンパクトな居住環境の充実を図ってきたいと考えております。

交通施設整備の方針であります。広域交通としまして小松空港、北陸新幹線、JR北陸本線、北陸自動車道といった大きな広域交通を活用しまして、みなさまの利便性を高めていき、小松駅、栗津

駅などの公共交通を利用していくために、バスなどの乗り継ぎの充実を図り、市内の公共交通の充実を図っていきたいと考えております。また、道路網としまして、国道8号、国道305号、加賀海浜道路といった大きな道路の4車線化を推進していくとともに、それらを結ぶような主要な道路や市街地を支える都市計画道路などについても優先して整備を推進しております。また、長期的に未着手のものについては、見直し再編の検討も進めていきたいと考えております。また、安全の充実を図るために、人にやさしい歩ける道路整備を進めるとともに、生活道路の安全対策の推進についても進めていきたいと考えております。

公園・緑地整備の方針については、都市緑地法の改正による民間資本の活用により、市民のみなさん、企業などとの共創による防災・健康づくり、コミュニティーの場づくりなど多岐に渡る視点を持ち、誰もが快適に利用でき、地域に親しまれる公園づくりの推進に努めていきたいと考えております。既存公園の質の向上や計画的な維持管理にシフトした内容になっておりますが、小松市緑の基本計画を今年度策定する予定となっていることから、内容については大幅に変更する可能性があります。緑の基本計画の内容が定まり次第、こちらの資料にも反映していきたいと考えております。

河川・汚水処理整備の方針であります。小松市として大きな河川である梯川、前川などについては、安全性の確保や自然環境並びに生態系の保全に配慮した河川整備を推進しながら、下水道として官民連携による維持と施設更新をしていきたいと考えております。治水対策としまして、国・県・市による河川、排水路、ポンプ場の整備を進めて、安心・安全な環境、施設の整備を進めていきたいと考えております。

自然環境保全及び都市環境形成の方針であります。自然環境としまして、交流を生み出す環境づくりとして、小松市では環境王国こまつが目指す農業の成長と発展のため、農林水産業の6次産業化の促進等により、里山地域の振興、市街地との交流の促進を進めていきたいと考えております。また、国際化を見据えたインバウンドの拡大に向けて、地域食材を利用した伝統食の提供、「こまつもんブランド」の認定の促進等と連携し、里山地域のレクリエーションスポット、市街地の中心拠点等との交流や滞在を生み出す環境づくりを推進していきたいと考えております。都市部から里山まで比較的近く、良好な自然環境に恵まれた小松市でありますので、レクリエーションスポット、交流を生み出す日本海の安宅地区などさまざまな交流ネットワークを進めていきたいと考えております。また、都市の環境では、スマートシティこまつとしてゴミ処理施設の運転を更新しておりますし、衛生センターの改築更新を進めていながら、都市環境の保全につきましても自然環境にあわせて進めてい

<p>委員 事務局 委員</p>	<p>きたいと考えております。自然・里山環境の保全としまして、丘陵地や優良農地の保全、土地利用の調和に配慮しながら優良農地を積極的に保全していきたいと考えております。</p> <p>景観形成の方針であります、「小松市景観条例」並びにこれに基づく「小松市景観計画」、独自の屋外広告物の規制により、小松らしい景観づくりを推進したいと考えております。白山眺望の保全としまして、「いしかわ景観総合条例」や「石川県眺望計画」と連動しながら白山眺望の保全に関する規制誘導を推進していき、屋外広告物の規制・誘導としまして、「国際都市こまつ」にふさわしい「新しいまちの形とイメージアップ」を図り、こまつの美しい景観を未来へつなぐための意識啓発を推進しながら、国際化を見据えた公共サインの多言語化やデザインの統一を図っていききたいと考えております。</p> <p>都市防災の方針であります、総合的な防災性を高める基盤施設整備を進め、ICT 等を活用した消防活動や自主防災組織の強化、こども防災教育の充実を図っていききたいと考えております。都市の防災機能の強化としましては、緊急輸送道路、避難路となる幹線道路の整備を進めまして、無電柱化や新設電柱の占用の制限、バリアフリー化を推進していきながら、住宅の耐震化の啓発も含めて総合的な耐震化事業の推進を図っていききたいと考えております。防災体制の強化としまして、ICT を活用した新たなメディアによる情報発信・情報収集・伝達体制の強化を図り防災情報網を整備し、ドローン等を活用した消防力の強化を図っていききたいと考えております。地域の防災力強化について地域防災計画が設立 100%となっておりますが、更なる強化を進めていくために、企業や外国人等との共創による訓練等を実施するとともに、各種ハザードマップやタイムライン等による情報伝達体制を盛り込んだ「わが家の防災ファイル」の配布による各家庭での防災・減災に対する意識啓発やこども防災教育や講習会・研修会等の充実による防災知識の周知・啓発を進めていききたいと考えております。ご報告は以上となります。</p> <p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の都市像について北部の将来像が見えてこないがどう捉えたらよいのでしょうか。</li> <li>・小松駅は北陸新幹線開業により広域公共交通が充実され、それに基づき小松駅を中心とした南加賀ターミナル構想を進めており、小松駅から各駅へのネットワークの充実を図り、その中で各駅との連携、鉄道との更なる利便性の向上を図っていききたいと考えております。また、二次交通の充実を図り、アクセス・ネットワークの強化を進めていききたいと考えております。</li> <li>・今の説明では具体的なところが理解できない。この資料では、北部</li> </ul>
--------------------------	---

事務局	<p>をどのような都市像にしていきたいかビジョンが見えてこない。例えば明峰駅を中心とした構想などがあるとわかりやすい。このままでは、北部の人は納得してもらえないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部のまちづくりの方向性については、明峰駅、都市計画道路小松インター八里線沿線の物流施設、イオンなどの商業施設、明峰高校といったものも含めて総合的に検討していく必要があると考えております。今、交通ネットワークを強化するため、国道305号線の拡幅について事業を進めている状況です。都市計画マスタープランでは、今後、小松市を10地区に分けた地域別構想について掲げていくことになっています。2月に実施した市民アンケートでは、地域毎の課題やまちづくりの方向性についても調査しており、地域別構想に調査結果を反映している状況であります。地域毎の詳細について地域別構想で説明していきたいと考えています。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりました。</li> <li>・まちが発展するためには駅が一つの拠点になると思います。今の資料では、明峰駅がないがしろにされているのではないかとこのころで、宮川委員からご意見があったと思いますので、ご検討いただければと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梯川の改修が進められ JR から下流については、天満宮の浮島も完成して、水が流れやすくなったと思いますが、JR と国道 305 号の橋梁部分が局所となっており、最近のゲリラ豪雨が起きた時は、出水が十分に考えられるので、この 2 箇所については早めの整備が必要だと思いますが、どのように考えられているのでしょうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梯川の堤防改修率が約 41%と聞いており、JR と国道 305 号の橋梁部分についても梯川の今後 20 年の整備計画の中に入っていると聞いております。道路や鉄道となるので国としても管理者との密な協議を行って今後の改修に努めていくと聞いております。県の鍋谷川との合流地点が危険な状況であることから、県においても随時、工事を進めている状況であります。小松市としては、国や県と協議しながら改修を進めていきたいと考えております。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安宅地区についてはこうなっていくイメージということで良いですか。一昨年行ったときはお店が充実していなくて、何もなくてがっかりしたという話を良く聞くので、このようなイメージになったら素敵だと思いますが、どんな感じで進めているのか教えてもらえればと思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安宅地区は今年、北前船寄港地として日本遺産に認定していただいております。「NEXT10年ビジョン」などを踏まえまして、それに基づく安宅フューチャーデザインを観光部局で取りまとめをされており、北前船寄港地にあう安宅のまちづくりをこれから進めていく</li> </ul>

	<p>イメージを掲載しています。安宅ビューテラスも更新され、安宅の関の周辺についても、これから魅力アップを進めていくとともに、漁港のマリントウンを活用した親水空間の確保も進めていき、安宅地区のにぎわいを再生したいと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>・わかりました。</p>
<p>委 員</p>	<p>・今の意見に付け加えるのですが、天満宮の浮島が完成し、インフラツーリズムとして関心がある場所と聞いております。堤防も整備されたので、安宅と結ぶことを考えてもいいのかなと思います。また、天満宮を小松市の観光の中心としての機能を持たせるということも考えると安宅も活かせるのではないかと思います。北前船の歴史をみると、北前船でお米を運ぶため、梯川及び沿線の川もお米を運ぶ機能を持っていたということで、安宅だけでなくもう少し広域で考えることも良いのではないかと考えます。</p>
<p>委 員</p>	<p>・今のご意見と関連するのですが、梯川の改修が進んでおり、改修されたところは素晴らしい景観だと思いますので、景観を活かしたまちづくりや景観づくりを進めてほしいと思います。</p> <p>また、梯川の改修をしていただき、大変ありがたく思っていますが、国道 305 号の小松新橋の架け替えの進捗状況について教えてもらいたいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・小松天満宮の浮島が完成によるインフラツーリズムによって地域をつなぎ、梯川の景観を活かしたまちづくりが必要ではないかというご意見についてですが、小松市としても自然景観を活かしたまちづくりを進めていきたいと考えています。具体的なことについては、地域別構想に方針を記載させてもらいたいと思います。国道 305 号の小松新橋の架け替えにおける局所部の改良については、国道 305 号線の 4 車線化にあわせて進めるということで、県では、平面町の交差点拡幅から順次進めていく計画であり、今後、国交省、県と拡幅に向けた協議を行っていくと聞いています。国、県も予算の確保について努めていただいておりますし、小松市も整備に向けて予算の確保を強く要望していきたいと考えています。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・1 点付け加えさせていただきます。親水スポーツ公園ということで前川との合流地点にボートハウスを建設中であり、今年度末には完成する予定と聞いています。その辺も含めて広く梯川の部分について考えていけるのではないかと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>・小松市だけでなく広域連携をすることでハード面だけでなくソフト面も含めて観光の推進など色々なことにつながっていくと思います。例えば、小松空港と北信越の空港との連携を図ることで、新幹線などの高速交通網を活かしきる取り組みも考えられると思います。空港以外でも小松市だけでなくオール加賀全体として広域連携を図るような取り組みがあってもよいと思います。</p>

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便利なのは良いですが、素通りされては面白くないので、一息小松で観光などしてもらえそうな広域的な取り組みがあったほうが良いと思います。</li> </ul>
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>意見聴取第 1 号 小松市景観計画の変更について</b>        &lt;事務局より報告説明&gt;       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見聴取第 1 号小松市景観計画の変更について説明します。            小松市景観計画の変更にあたりまして、景観法第 9 条 8 項の規定により、景観計画を変更する際は、当該市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないという文言がありますので、今回説明するものであり、景観計画のうち屋外広告物について変更したいと考えております。            屋外広告物ですが、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告板、広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものと定義されています。            小松市の景観まちづくりの目標としまして、「北陸の際立ったまち」こまつにふさわしい「新しいまちの形とイメージアップ」を図るということで、まちなみ景観、自然景観、フローラルこまつ、屋外広告物の規制により、こまつの美しい景観を未来へつなぐための景観に対する行政・市民が一体となった意識改革が必要であり、東京オリンピックパラリンピック、北陸新幹線小松開業を迎えるにあたって小松市景観計画の強化を進めたいと考えております。            屋外広告物の種類であります。広告板ということで店舗の壁面広告、自立広告、建物の横に突出している突出広告があります。広告塔ですが、広告が塔のように建っているものや建物の上に会社名が表示されているものがあります。簡易な広告物としまして、はり紙、はり札、立看板、広告旗、ぼんぼり、アドバルーンなどがあります。その他の広告物としまして、置看板、電柱・街灯柱を利用する広告物、消火栓等、電車やバスの外面を利用する広告物があります。また、広告物に該当しないものとしまして屋内に表示された広告物、街頭で配られるビラ、音声だけの広告、外壁の単なる模様などがあります。            禁止広告物としましては、著しく汚いものや破損、壊れているもの又は落下する恐れがあるものが該当しまして、これらについては、一切表示することはできません。また、公共物や街路樹、文化財などは禁止物件となっており、広告物を表示することができません。            現在、小松市の屋外広告物の規制につきましては、石川県景観総合条例に基づいております。石川県景観総合条例の規制は、第 1 種禁止地域と第 2 種禁止地域に分かれており、国道 8 号と加賀産業道</li> </ul> </li> </ul>

路、北陸自動車道は第1種禁止地域に設定されています。また、第2種禁止地域は、小松インター八里線の国道8号から山側、南加賀道路の羽衣交差点から南側の区間が設定されています。また、北陸新幹線沿線は、市街化区域は両側100m、市街化調整区域は両側500mを第1種禁止地域相当として設定されています。

屋外広告物につきましては、許可基準があり、屋上の広告物や壁面の広告物については、許可地域であっても制限がされています。突出広告物の高さや自立広告物の高さや面積についても制限がされています。はり紙、立看板、広告幕について大きさや高さについても制限があります。広告旗、ぼんぼり、アドバルーンについても同様に大きさや表示面積に制限がされています。置看板、電柱や街路柱を利用する場合、バス停を利用する場合についても大きさ等の制限が設けてあります。電車やバスの外壁に設置する場合についても様々な制限があります。

第1種禁止地域や第2種禁止地域については許可の上乗せ基準があり、より厳しくなっております。禁止区域は、自家用広告物以外は禁止となっておりますが、自家用広告物は、第1種禁止地域は高さ7m以下、第2種禁止地域は高さ10m以下について認められています。表示面積は、第1種禁止地域は15㎡以内、第2種禁止地域は壁面面積の3/10の面積以内又は20㎡以内の大きい方の面積と制限がされています。また、色彩基準についても詳細に制限がされています。

禁止地域の許可基準につきましては、適用除外条件がありまして、法令に基づき表示する広告物であります公職選挙法の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等については、「禁止物件」、「禁止地域」、「許可地域」、「規格」の規定が適用されないことになっております。また、「禁止地域」、「許可地域」におきましても、自家用、管理用の広告物について、自家用広告物の場合、禁止地域5㎡以内、許可地域10㎡以内、管理広告物の場合、禁止地域2㎡以内、許可地域5㎡以内であれば、許可を受けずに表示することができます。また、工事用看板、冠婚葬祭や講演会といったイベントで一時的に表示する広告物、人や動物の表示するものや電車、自動車に表示する5㎡以内の自家用広告物といった移動するものに表示する広告物についても適用除外となっております。また、公共性が高い広告物についても適用除外となっております。

公共性の高い広告物、煙突・タンク類に関する特例、管理のために必要となる広告物については、禁止物件の適用除外となります。また、自家用、案内誘導用の広告物については、禁止地域であっても表示することができます。また、寄贈広告物や表示期間を明示した臨時的な広告物については許可を受けずに表示することが可能となっております。

今回、小松市では、石川県景観総合条例に基づく規制に上乘せして規制したいと考えており、まず、小松インター八里線については、国道8号から山側の規制であったものを北陸自動車道の規制範囲まで延伸したいと考えております。また、南加賀道路については、羽衣交差点から南側の規制であったものを北陸自動車道の規制範囲まで延伸したいと考えております。また、木場潟の周辺については、木場潟の景観を保護するため、木場潟外周100mの範囲を禁止地域に定めたいと考えております。さらに、空港軽海線については、市街化区域の範囲は賑わい創出のため禁止しませんが、市街化調整区域である下牧町のアルビスがある箇所から海側に向かった区間と国道8号の佐々木インターから山側の区間については規制する地域として拡大したいと考えております。

小松市が規制を追加する地域については、特別広告禁止地域と一般広告禁止地域に分けて設定したいと考えております。特別広告禁止地域は、いしかわ景観総合条例の屋外広告物規制の第1種禁止区域と木場潟外周を想定しております。また、一般広告禁止地域は、いしかわ景観総合条例の屋外広告物規制の第2種禁止区域、市が指定した幹線道路沿い、小松空港周辺幹線道路沿い、加賀海浜沿いを想定しております。

基準につきましては、特別広告禁止区域は県でいう第1種禁止区域相当、一般広告禁止区域は県でいう第2種禁止区域相当という形で、基本的には、自家用広告物の規制や案内誘導の規制は県の規制に準じたいと考えております。ただし、市としては、広告旗の規制を強化したいと考えており、特別広告禁止区域、一般広告禁止区域ともに禁止したいと考えております。また、許可地域につきましても、面積は県の規定に準じ2㎡としておりますが、広告旗の間隔を高さの2倍まで離すよう、旗本体が道路上に突出しないよう旗の幅の分だけセットバックするよう本数の規制をしたいと考えております。

石川県と小松市の規制名称の違いではありますが、県でいう第1種禁止区域が特別広告禁止区域、第2種禁止区域が一般広告禁止区域となっております。

石川県と小松市の規制の違いではありますが、自家用広告物や案内誘導看板の規制については、県の条例と同様としております。広告旗については、小松市では禁止区域では禁止としまして、許可地域においては、間隔を高さの2倍、旗本体が道路上に突出しないようセットバックするよう規制をかけようと考えております。

具体的にいきますと、〇〇屋と名前を表示しているものは自家用広告物でなく自立広告物となるため、禁止区域では禁止となります。また、直進4kmや交差点右折などといった案内誘導のための看板であれば、禁止区域においても、面積や色彩の規制はありますが、

設置することは可能となります。

小松市の現状であります。野立広告物が交差点付近で表示されていたり、のぼり旗や広告旗が店舗の前に乱立している状況でありますので、小松市として規制を強化していきたいというものであります。

これまでの経緯と今後のスケジュールであります。5月10日から10月5日まで計3回、景観まちづくり審議会において、規制内容について委員のみなさまのご意見をお聞きしたものを、本日の都市計画審議会にて意見聴取させていただいているところです。来週10月16日の景観まちづくり審議会にて都市計画審議会の報告をしたいと考えております。今後は、10月から12月にかけて、景観計画変更の周知期間としまして、企業、屋外広告物業者、市民等に説明をして周知を図っていき、2019年1月より景観計画の変更による規制をかけていきたいと考えております。

規制の内容についてですが、抜粋の資料で説明しますと、32ページについて赤字部分を追加したいと考えております。つぎに、48ページの赤字部分について追加したいと考えております。また、「旗本体が道路上に突出しないようセットバックして設置する。」の下部に括弧書きで「管理者の許可を得たものは除く。」という表現をしております。これは、民地内での規制でセットバックをしておりますが、道路占用許可をとりまして道路上の歩道と車道間に設置する場合は、セットバックという表現が適切でないことから、このような表現としています。これらを追加したものが、小松市景観計画改訂（案）でありまして、ご承認されれば10月より改訂し、来年1月より施行していきたいと考えております。

以上で、景観計画の変更について説明を終えるのですが、都市計画審議会の事前に資料を委員の方に送付させていただいたところ、馬場先委員からご意見をいただいておりますので、この場で紹介させていただきます。「広告旗の制限について、面積と設置間隔の規制はありますが、高さの制限をした方がよいのではないのでしょうか。」とのご意見がありました。一般的な旗は、高さが1.8m、幅が0.5から1m程度であり、旗さおを含めても高さが2から2.5mとなっています。面積が2㎡以内という制限があることから高さを大きくすることはできないので、小松市としては高さの制限まではしなくてもよいと考えております。景観審議会でも高さについて議論がありまして、最初は高さ2m程度としていたのですが、一般的な旗の高さが2から2.5mであることから、設置間隔を高さの2倍とすることで、制限できるのでないかという結論になり、高さの制限はかけないことになりました。ご説明は以上となります。

委員 事務局	<p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罰則は設けないのですか。</li> <li>・景観計画の変更であり条例ではないことから罰則はありません。</li> <li>・馬場先委員の指摘でありました高さも含めてですが、美しい景観という表現は主観的であり、人によって価値観が違うものだと思います。市の主観によって表現の自由、知る権利、営業権などの権利が侵害されることになるのではないのでしょうか。規制するのであれば、明確な基準が必要になると思います。ただ、提示された写真の状況が一部制限される程度と考えれば、基本的には現状維持であることから大きな権利侵害にはならないのではないかと思います。</li> </ul>
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば温泉街で旗が沢山並んでいると賑やかな良いイメージになる場合もあると思います。受ける人によって良し悪しが大きく違うので、市民への丁寧な説明が必要だと思います。</li> <li>・のぼり旗の間隔を高さの2倍にすることにつきまして、縦方向で見るとそこまで少ない間隔ではないと思います。数が多くなると視認性の問題もありますので、許可地域に対して間隔を配慮してほしいという考えであります。</li> </ul>
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点確認させて欲しいのですが、縁石に転落防止柵がある場合、のぼり旗は、柵からセットバックしないといけないのでしょうか。それとも、転落防止柵に直接立ててもよいのでしょうか。</li> <li>・転落防止柵など占用物に設置する場合、管理者の許可が得られていれば、必ずセットバックしないといけないものではありません。</li> <li>・現在、市役所前にどんどん祭りの旗が立っておりますが、高さ2.5mで5m程度の間隔を空けて立ててあり、規制の基準のイメージとして見ていただければ、わかりやすいのではないかと思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の規制の強化につきましては、民間企業等に協力していただくこととなります。公的な団体や関連する団体については、できるだけ広告旗の掲出について配慮をお願いしている状況であります。</li> </ul>
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧8号沿いには多くの広告旗があり、歩行者の通行を阻害している状況ですが、どのように規制したいと考えられているのでしょうか。</li> <li>・旗をセットバックすることで、歩行者の安全性を確保するよう規定していきたいと考えておりますし、これから企業などに十分に説明をしていきたいと考えております。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風など自然災害時にのぼり旗が飛んでいく危険性があると思いますが、立てた者の責任を啓発していく必要があると思いますが、い</li> </ul>

事務局	<p>かがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制していく中で、パトロールを行っていきますので、危険な箇所については、その時に指導していきたいと考えております。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にご意見やご質問はないでしょうか。なければ、以上で本日の会議を終わります。審議をいただきありがとうございました。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新田会長ありがとうございました。以上をもちまして、第 74 回小松市都市計画審議会を終わります。</li> </ul>